

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.26

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 MM X Xベンチャーズ・リミテッド

【住所又は本店所在地】 Craigmuir Chambers, Road Town,Tortola, VG1110, British Virgin Islands

【報告義務発生日】 2026年8月20日

【提出日】 2026年9月7日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 保有株券等の数の減少及び発行者の発行済株式等総数の増加により、株券等保有割合が1 %以上減少したため。

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メタプラネット
証券コード	3350
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	MMXXベンチャーズ・リミテッド
住所又は本店所在地	Craigmuir Chambers, Road Town,Tortola, VG1110, British Virgin Islands
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2022年2月10日
代表者氏名	マーク・ライネック
代表者役職	取締役
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	松本甚之助
電話番号	03-3500-2987

(2)【保有目的】

発行者の事業の成長を通じてその株主価値および投資価値を最大化することを目的。発行者経営陣との定期的な意見交換により、発行者を支援し、発行者の経営陣と協力しますが、自らの有する株主としての権利は留保します。発行者株式を市場の状況に応じて長期保有、即時売却又は一部売却を検討する予定ですが、現時点で売却計画はありません。

なお、提出者と発行者の代表執行役CEOであるサイモン・ゲロヴィッチ氏は、金融商品取引法上の共同保有者に該当しません。同氏は、提出者の株式（議決権）の過半数を保有しておらず、提出者の役員ではなく、提出者による発行者株式の取得・処分その他の投資判断又は議決権行使に関与しておりません。提出者の投資判断は、提出者の取締役であるマーク・ライネックがその責任において独立して行っております。また、提出者と同氏との間に、発行者株式の取得・処分又は議決権行使に関する合意はありません。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	39,474,750			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 39,474,750	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB 39,474,750			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年8月20日現在）	AD 1,281,308,624
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF

上記提出者の株券等保有割合（％） （ AB / （ AD+AE-AF ） × 100 ）	3.08
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	5.62

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年8月20日	株券	3,000,000	0.23	市場内	処分	250

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・ 借主をEVO FUNDとする2025年6月9日付株券貸借契約（貸借株数（上限）：30,000,000株）に基づき、2025年6月9日付で26,801,000株の貸付（貸借期間：2027年6月30日まで）。
・ 借主をEVO FUNDとする2025年6月9日付株券貸借契約（貸借株数（上限）：30,000,000株）に基づき、2025年6月16日付で3,199,000株の貸付（貸借期間：2027年6月30日まで）。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	12,862,437
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	2025年4月1日付で1株につき10株の株式分割（無償交付）により、 39,109,050株取得。 2026年8月20日に、普通株式3,000,000株を処分。
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	12,862,437

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地